

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

## 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

### 給付金の支給時期

町が確認書・申請書を受理した日からおおよそ2週間後が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

※ただし、世帯全員が課税者の扶養親族等になっている場合は対象外。

令和3年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯（家計急変世帯）  
※ただし、世帯全員が課税者の扶養親族等になっている場合は対象外。

**黒潮町から確認書が届きます（要返送）**

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**

申請期間：令和4年2月中旬予定  
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】役場窓口、黒潮町社協、町HPなど

詳しくは裏面「II」へ

# 給付金の支給手続き

## I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から黒潮町にお住まいの場合**

- 対象になると思われる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。内容を確認し、**確認事項②③の要件を満たした場合**には、確認書を**黒潮町に返送**してください。

【確認事項】

- ①記載された支給口座番号（世帯主の口座）に誤りがないか。
- ②世帯全員が住民税均等割が課税されている者の扶養親族等である世帯ではない。
- ③世帯の中に住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告者である者がいない。



**世帯の中に、令和3年1月2日以降に黒潮町へ転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税相当収入限度額以下であることを指します。

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、2人世帯の場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに黒潮町の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、黒潮町や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

黒潮町役場 地域住民課・健康福祉課  
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」担当窓口

**0880-55-3112 / 0880-43-2124**

受付時間 平日8:30~17:15